

通過査証

日本国内における航空機等乗継ぎのための短期滞在査証

日本を経由して第三国へ渡航する際、乗継ぎのため日本に入国する必要がある場合。
(日本国内で乗継予定がある場合でも、知人・親族訪問や商用等、乗継ぎ以外の目的を有する場合は、それぞれの目的に応じた短期滞在査証の申請が必要。)

番号	必要な書類/証拠	詳細	チェック	
			原本	コピー
1	パスポート	・最終目的地の有効な査証があるもの。 ・パスポートに要署名があることを確認してください。 ・渡航日から最低6か月間の有効期限があることを確認して提出してください。		
2	査証申請書 使用済みの日本国査証が旅券上にある場合、以下の(5)と(6)は不要	申請者の署名(申請者が未成年または障害のある場合は、申請者に代わって保護者が署名できます)。		
3	写真1枚	6ヶ月以内に撮影されたカラー写真。 (4.5 cm x 3.5 cm、背景なしの鮮明な画像)		
4	パスポートの顔写真のページのカラーコピー			
5	出生証明書 (PSA で 1 年以内に発行されたもの)	・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の出生証明書。 ・遅延登録→洗礼証明書及び小学校又は高校の学校成績表(フィリピン教育省: 指定様式 137)。 ・PSA に出生記録がない→市町村役場発行の出生証明書と PSA 発行の出生記録不存在証明書。		
6	結婚証明書 (PSAが1年以内に発行し、既婚申請者のみ対象)	・印刷不鮮明等で記載事項が読み取れない→市町村役場発行の結婚証明書。 ・PSA に婚姻記録がない→市町村役場発行の婚姻証明書と PSA 発行の無婚姻証明書。		
7	滞在予定表			
8	預金残高証明書	過去 6 か月間の平均日次残高 (ADB) が示されていない場合は、過去 6 か月間の取引を証明する銀行取引明細書を提出する必要があります。		
9	納税証明書	フィリピン内国歳入局指定様式。写し可		
10	Eチケット写し等、渡航予定を示す資料			
11	申請者全員の名前が記載された委任状	家族の場合: 家長による署名 インセンティブグループの場合: 会社の代表による署名 パッケージツアーの場合: ツアー会社の代表による署名		
12	社員証	指名された代表者による申請の場合		
13	その他			

- ☐ 私は、上記のすべてのチェックマークを付けた書類および/または記載した書類を提出したことをここに認めます。故意または過失による虚偽の書類または不正確な記載はビザの拒否につながる可能性があり、ビザの発行（その条件が与えられる場合）は、フィリピンの日本大使館の独自の裁量に委ねられます。
- ☐ パスポートを除く上記で提出されたすべてのサポート文書は、ビザ審査後に返却できないことを理解しました。
- ☐ 上記のチェックリストに従ってすべての書類を提出したとしても、日本大使館が上記に記載されていない追加書類を要求する可能性があることを理解しました。

申請者署名 _____

日付 _____ / _____ / _____

VFSスタッフ署名 _____